

官報

外 昭和三十六年六月五日

第十回衆議院會議録第四十七号

昭和二十六年六月四日(月曜日)

議事日程 第四十六号

午後一時開議

午後三時二十七分閉議

○閣議(本行) これより会議を閉じます。

〔日程は本号の末尾に掲載〕

●本日の会議に付した事件

警察法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

請願日程、毛織物に対する物品税

課税反対の請願外二百三十五請願

警察法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

○閣議(本行) 参議院から、内閣提出、警察法の一部を改正する法律案が回付されました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○閣議(本行) 閣議なしと認めます。よつて日程は追加されました。

警察法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

警察法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付す。

昭和二十六年六月四日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 義雄

(文字及び一は参議院修正)

警察法の一部を改正する法律案

の一部を次のように修正する。

第四十條の次に次の二條を加へる。

第四十條の二 前條第二項の規定により指定された町村以外の町村に設置し、公共の秩序維持のために必要と認められる場合は、住民投票によつて、当該市と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができる。

前項の規定により共同で警察を維持することとする町村は、政令を以てこれを指定する。

第一項の住民投票については、第四十條の三(第一項及び第二項を除く)の規定を準用する。

第二項の規定により共同で警察を維持することとする町村は、住民投票によつて警察を維持しないこととする。この場合、第四十條の三の規定を準用する。

第四十條の三 前條第三項に規定する住民投票は、町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、又は町村の住民で町村議会の議員の選挙権を有する者が、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者によつて当該町村の選挙管理委員会に対してこれを請求したときに行われるものとする。

町村議会の議長は、前項の規定による議決があつたときは、その日から三日以内に、その旨を町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受理した日から六十日以内に、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならない。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持することを決定したものとす。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告があつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われ

る。第一項の規定による議会の議決又は代表者による請求は、第三項の規定による投票のあつた日から二年間に行うことができる。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條の二、第七十四條の四までの規定は、第一項の規定による請求者の署名に、公職選挙法(昭和二十五年法

昭和二十六年六月五日

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受理した日から六十日以内に、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならない。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持することを決定したものとす。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告があつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われ

一〇七九

海道公安委員会は、警察法第二十条第一項後段の規定により公安委員会を置く措置が完了するまでの間、なお引き続き在任して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行うものとする。

3 昭和二十六年九月三十日まで、警察法第四十条の第六項に規定する報告があつた場合において、同條第八項の規定にかかわらず、警察維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

4 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持しないこととなつたことに伴い、引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員である国家地方警察の職員となつた場合において、その者が市町村の退職年金に関する條例の規定による退職給付を受けないときは、同法の規定の適用については、その者が市町村警察の職員として引き続き在職した期間同條に規定する公務員として在職したものとみなす。この場合においては、警察法附則第七條第二項の規定は当該市町村警察の職員の範圍について、同條第三項の規定は恩給法第十九條に規定する公務員とみなされる場合の区分について、それぞれ適用する。

5 経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三十條(京都府警察長)に改める。

6 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「警察長を」と都道府県国家地方警察局長、市町村警察長に改める。

7 賣場営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「警察長を」と都道府県国家地方警察局長、市町村警察長に改める。

8 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の二項を加える。

5 国家地方警察の警察官、管区警察学校及び警察大学校に在任する者は、五千人を限り、第一項に定める職員の定員の外に算入することができる。

6 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として置くことが出来るものとし、この場合における職員の定員は、政令で定める。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本会中の各派の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

請願日程 毛織物に対する物品税課税反対の請願(二百三十五請願)

○副議長(岩本信行君) 本日の日程に掲げられた請願を一括して議題といたします。

毛織物に対する物品税課税反対の請願(二百三十五請願)に関する報告書(局長号の附録に掲載)

○副議長(岩本信行君) 右各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、同種案議決の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

明五日は会期終了日であります。定刻より本会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

出席國務大臣 法務総長 大橋 武夫君
出陣政府委員 国家地方警察 瀧淵 増巳君
国家本部長 澤村 増巳君

請願日程 (大塚委員会)

一 毛織物に対する物品税課税反対の請願(阿左美廣治君外一名紹介)(第九号)

二 絹人絹織物に対する物品税課税反対の請願(高木定之助君外一名紹介)(第一〇号)

請願日程

三 つばき油に対する物品税課税反対の請願(坪内八郎君紹介)(第一一号)

四 宮崎県下の異音地帯に対する所轄課税正化の請願(瀬戸山三男君外五名紹介)(第三号)

五 つめ切り類に対する製造課税権限の請願(真四郎君紹介)(第一四号)

六 アルラムに対する物品税課税の請願(三宅則義君紹介)(第六八号)

七 退職積立金及び退職支給金に対する課税免除の請願(木村俊夫君紹介)(第二九号)

八 家具類に対する物品税課税の請願(西村直己君紹介)(第一六九号)

九 衣裝人形に対する物品税課税の請願(西村直己君紹介)(第一七〇号)

一〇 うば車に対する物品税課税の請願(西村直己君紹介)(第一七一号)

一一 露台に対する物品税課税正化の請願(西村直己君紹介)(第一七二号)

一二 相模物に対する物品税課税正化の請願(西村直己君紹介)(第一七三号)

一三 反対の請願(井上知治君紹介)(第二六九号)

一四 阿(山口好一君紹介)(第三五二号)

一五 相模物及び高橋物等における山林の立木評価に関する請願(野原正藤君紹介)(第三七〇号)

一六 ラジオ受信機等に対する物品税課税の請願(門田定君紹介)(第三七九号)

一七 絹人絹織物に対する物品税課税反対の請願(田中角盛君紹介)(第三八〇号)

一八 絹織物等に対する物品税課税反対の請願(高木吉之助君外二名紹介)(第三三〇号)

一九 漁業に対する物品税課税の請願(小高澤龍君紹介)(第三七七号)

二〇 映安機、同部分品及び耐震品に対する物品税課税の請願(川島金次君外一名紹介)(第三七九号)

二一 照壁に対する物品税課税の請願(中島辰彦君紹介)(第四一九号)

二二 課税免除の請願(庄司一郎君紹介)(第四八六号)

二三 未帰還者遺孀家族に対する課税免除の請願(石原健吉君紹介)(第五〇七号)

二四 田畑築堤に対する補償金の免税に関する請願(石原健吉君紹介)(第五〇七号)

二五 同(石原健吉君紹介)(第一三三九号)

二六 江戸川沿岸土地買収代金に対する免税の請願(清水正君紹介)(第七〇三号)

二七 水産業協同組合及び各種漁業協同組合に対する課税免除の請願(鈴木幸三君紹介)(第七二二号)

二八 海原飲料及び好飲料に対する物品税課税の請願(塚田十一郎君紹介)(第七六四号)

<p>二九 輸入税物に對する物品税課税反對の請願(星島二郎君外一名紹介)(第七六五号)</p> <p>三〇 輸入バルブに對する関稅免除の請願(降旗隆雄君紹介)(第七九四号)</p> <p>三一 彫刻に對する課稅免除の請願(前田正男君外三名紹介)(第九二九号)</p> <p>三二 果実エッセンスに對する物品稅撤廃の請願(上林與市郎君紹介)(第九三二号)</p> <p>三三 積雪地方の減稅に關する請願(三宅正一君紹介)(第九三二号)</p> <p>三四 旧漁業權に對する補償金の徵收に關する請願(南好雄君紹介)(第九三七号)</p> <p>三五 雜物に對する物品稅新設反對の請願(鈴木明良君紹介)(第二一〇八号)</p> <p>三六 コーヒーに對する物品稅撤廃及び關稅定率に關する請願(田中元君紹介)(第二二七四号)</p> <p>三七 たばこ民營反對の請願(原能君外一名紹介)(第二二七六号)</p> <p>三八 同(香條喜六君外一名紹介)(第二二七七号)</p> <p>三九 原油に對する關稅率撤廃の請願(藤尾亮君紹介)(第二二七五号)</p>	<p>四〇 山林官稅額決定に關する米地所領野越の請願(前田正男君紹介)(第三七三三号)</p> <p>四一 つばき原油に對する物品稅撤廃の請願(島山鶴吉君紹介)(第二二七四号)</p> <p>四二 旧漁業權に對する補償金の免稅に關する請願(田口長治郎君紹介)(第二二七五号)</p> <p>四三 飲食物製造販賣業者の衛生設備改善の課稅免除の請願(木村公平君紹介)(第一四八〇号)</p> <p>四四 原油に對する關稅率撤廃の請願(南好雄君紹介)(第一五三四号)</p> <p>四五 石油及び石油製品に對する關稅撤廃の請願(田中不波三君紹介)(第一五六六号)</p> <p>四六 漁業用石油類に對する關稅撤廃の請願(奥村又十郎君紹介)(第一二二八号)</p> <p>四七 關稅定率法の二部改正に關する請願(三木武夫君紹介)(第一六二九号)</p> <p>四八 退職金に對する所得稅免除の請願(塩田實四郎君紹介)(第一二二四号)</p> <p>四九 同(中川俊君紹介)(第一七四〇号)</p> <p>五〇 同(塩田實四郎君紹介)(第一七五二号)</p> <p>五一 同(山口武秀君紹介)(第一七六〇号)</p>	<p>五二 同(坂本泰良君紹介)(第一七八五号)</p> <p>五三 保險事業執行機械整備強化に關する請願(佐久間徹君紹介)(第一七三三号)</p> <p>五四 旧漁業權に對する補償金の免稅に關する請願(内藤隆君紹介)(第一七五二号)</p> <p>五五 深湯用冷蔵庫に對する物品稅撤廃の請願(三宅明義君紹介)(第一七五八号)</p> <p>五六 羊毛製手袋に對する物品稅の免稅点設定に關する請願(天野公義君紹介)(第一七八二号)</p> <p>五七 退職金に對する所得稅免除の請願(江崎一治君紹介)(第一八二二号)</p> <p>五八 同(前田種男君紹介)(第一八三三号)</p> <p>五九 同(松澤兼人君紹介)(第一八七九号)</p> <p>六〇 同(水谷長三郎君紹介)(第一八八〇号)</p> <p>六一 同(今澄明君紹介)(第一八九六号)</p> <p>六二 同(江崎一治君紹介)(第一八九七号)</p> <p>六三 雜物消費稅廢止に伴う損失補償に關する請願(江崎一治君紹介)(第一八五三号)</p> <p>六四 同(黒田壽男君紹介)(第一八八八号)</p>	<p>六五 同(竹村宗良一君紹介)(第一八九八号)</p> <p>六六 同(遠澤寛君紹介)(第一九五九号)</p> <p>六七 社会保険医療報酬に對する所得稅減免に關する請願(一件)(田中元君紹介)(第一八五四号)</p> <p>六八 旧漁業權に對する補償金の免稅等に關する請願(小澤佐重君紹介)(第一九九二号)</p> <p>六九 時計類に對する物品稅撤廃の請願(西村直巳君紹介)(第二〇九三三号)</p> <p>七〇 退職金に對する所得稅免除の請願(今澄明君紹介)(第二一三八号)</p> <p>七一 同(大石ヨシエ君紹介)(第二一三三〇号)</p> <p>七二 旧漁業權に對する補償金の免稅に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第二三三二号)</p> <p>七三 青色瑪瑙、しま瑪瑙及びその製品に對する物品稅適正化の請願(鈴木正文君紹介)(第二三三三三号)</p> <p>七四 種苗業者に對する課稅適正化に關する請願(前尾繁三郎君紹介)(第二三三三三号)</p> <p>七五 租稅制度の根本的改革に關する請願(田中伊三三君紹介)(第二三三三三号)</p> <p>七六 林業稅制の改正に關する請願(岡村利右衛門君紹介)(第二二六五号)</p> <p>七七 漆器及び家具に對する物品稅撤廃の請願(南好雄君外一名紹介)(第二三六六号)</p> <p>七八 退職金に對する所得稅免除の請願(松澤兼人君紹介)(第二三五二一号)</p> <p>七九 同(塚原俊郎君紹介)(第二三五二二号)</p> <p>八〇 運動用品に對する物品稅撤廃の請願(大野伴健君紹介)(第二三五二四号)</p> <p>八一 水銀に對する關稅撤廃の請願(中村純一君紹介)(第二三五二五号)</p> <p>八二 たばこ民營反對の請願(山手瀧男君紹介)(第三二四四号)</p> <p>八三 同(今井耕君紹介)(第三二四六号)</p> <p>八四 同(川野芳壽君紹介)(第三二四七号)</p> <p>八五 同(川野芳壽君外一名紹介)(第三二四五七号)</p> <p>八六 たばこ耕作保護對策確立の請願(小千久雄君外四名紹介)(第三二七三三号)</p> <p>八七 たばこ民營反對の請願(田万廣文君紹介)(第三二六七七号)</p> <p>八八 同(竹山純太郎君紹介)(第三二七三三号)</p> <p>八九 同(田中謙之進君紹介)(第三二七三三号)</p>
--	---	--	--

官報外 昭和七年六月五日 農林部會議第四十七号 議案日程

<p>九〇 同(志田義信君外一名紹介)(第八九八号)</p> <p>九一 同外一件(中村寅太郎君紹介)(第九三〇号)</p> <p>九二 大ばこ試験場及び肥料工場設置に関する請願(岡谷光徳君紹介)(第一〇〇四号)</p> <p>九三 大ばこ民営反対の請願外四件(岡谷光徳君紹介)(第一一〇七号)</p> <p>九四 同(松井政吉君紹介)(第一三〇号)</p> <p>九五 同(關内正一君紹介)(第一三二号)</p> <p>九六 同(奈良治二君紹介)(第一三二二号)</p> <p>九七 同(松本善壽君紹介)(第一三二二号)</p> <p>九八 同(高木松吉君紹介)(第一三二二号)</p> <p>九九 同(福田繁芳君紹介)(第一九九号)</p> <p>一〇〇 同(木下英君外一名紹介)(第一二〇〇号)</p> <p>一〇一 大ばこ民営反対の請願(三木武夫君紹介)(第一三〇八号)</p> <p>一〇二 同外十八件(佐々木更三君紹介)(第一三〇九号)</p> <p>一〇三 同外四十六件(高橋清治郎君紹介)(第一三二〇号)</p> <p>一〇四 同外三件(飯塚定輔君紹介)(第一三二七号)</p>	<p>一〇五 同(庄司一郎君紹介)(第一三三八号)</p> <p>一〇六 同外一件(八百板正君紹介)(第一三七八号)</p> <p>一〇七 同外四十一件(志賀健次郎君紹介)(第一三七九号)</p> <p>一〇八 同外六十三件(志賀健次郎君紹介)(第一三八〇号)</p> <p>一〇九 同外一件(岡谷光徳君外一名紹介)(第一四〇八号)</p> <p>一一〇 同(吉武惠市君紹介)(第一四五二号)</p> <p>一一一 同(岡田勢一君紹介)(第一五三三号)</p> <p>一一二 同(岡司安正君紹介)(第一七八三三号)</p> <p>一一三 同(井上知治君紹介)(第一八二二二号)</p> <p>一一四 政府関係機関職員に対する退職給與制度確立に関する請願(成田知巳君紹介)(第八四五号)</p> <p>一一五 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部改正に関する請願(松澤兼人君紹介)(第九五八号)</p> <p>一一六 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(南木正君紹介)(第一六五六号)</p> <p>一一七 同(尾崎登君紹介)(第一六七二号)</p> <p>一一八 同(篠田弘作君外一名紹介)(第一七一七号)</p>	<p>一二九 同(岡司安正君外一名紹介)(第一七一八号)</p> <p>一三〇 同(山口六郎次君紹介)(第一七三三三号)</p> <p>一三一 同(小川原政信君紹介)(第一七三三六号)</p> <p>一三二 同(米原純君紹介)(第一七四五号)</p> <p>一三三 同(細田榮藏君紹介)(第一七六二二号)</p> <p>一三四 同(吉木正君紹介)(第一七六三三号)</p> <p>一三五 同(柳澤善男君紹介)(第一八〇九号)</p> <p>一三六 同(門脇勝太郎君紹介)(第一八二〇号)</p> <p>一三七 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(山本利壽君紹介)(第一八三三三号)</p> <p>一三八 同(佐藤昌三君外三名紹介)(第一八四七号)</p> <p>一三九 同(小高英郎君紹介)(第一八四八号)</p> <p>一四〇 同(多田勇君紹介)(第一八四九号)</p> <p>一四一 同(田中登君紹介)(第一八六八号)</p> <p>一四二 同(福井勇君紹介)(第一八六九号)</p> <p>一四三 同(山科新治郎君紹介)(第一八七〇号)</p> <p>一四四 同(福田茂泰君紹介)(第一八七一七号)</p>	<p>一三五 同(久野忠治君紹介)(第一八八八号)</p> <p>一三六 同(中野四郎君紹介)(第一八八九号)</p> <p>一三七 同(川本末治君紹介)(第一九〇三三号)</p> <p>一三八 同(八木一郎君紹介)(第一九〇四四号)</p> <p>一三九 同(子賀康治君紹介)(第一九〇五五号)</p> <p>一四〇 同(田中元君紹介)(第一九〇六六号)</p> <p>一四一 同(岡谷光徳君紹介)(第一九〇七七号)</p> <p>一四二 同(小林信一君紹介)(第一九三三三号)</p> <p>一四三 管財職員に新退職給與制度適用に関する請願(松澤兼人君紹介)(第一八七二二号)</p> <p>一四四 公務員の新退職給與制度確立に関する請願外一件(福井勇君紹介)(第一九七六号)</p> <p>一四五 同(江崎真澄君紹介)(第一九七七号)</p> <p>一四六 同(稻田直道君紹介)(第一九八五号)</p> <p>一四七 同(福井勇君紹介)(第一九九七号)</p> <p>一四八 同(島田末信君紹介)(第二〇〇四七号)</p> <p>一四九 同(藤枝泉介君紹介)(第二〇四八号)</p>
<p>一五〇 同(野野武二君紹介)(第二〇四九号)</p> <p>一五一 同(長谷川四郎君紹介)(第二〇五〇号)</p> <p>一五二 同(成田知巳君紹介)(第二〇五一号)</p> <p>一五三 同(松本七郎君紹介)(第二〇五二二号)</p> <p>一五四 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二〇六八号)</p> <p>一五五 同(川島金次君外二名紹介)(第二〇六九号)</p> <p>一五六 同(吉米地英俊君外一名紹介)(第二〇七〇号)</p> <p>一五七 同(玉置信一君外三名紹介)(第二〇七一七号)</p> <p>一五八 同(守島伍郎君紹介)(第二〇七八号)</p> <p>一五九 同外六件(多田勇君紹介)(第二〇七九号)</p> <p>一六〇 同(小高英郎君紹介)(第二〇八〇号)</p> <p>一六一 同(塩田賢四郎君紹介)(第二〇八一七号)</p> <p>一六二 同(田方廣文君紹介)(第二〇八二二号)</p> <p>一六三 同(岡村利右衛門君紹介)(第二二二六号)</p> <p>一六四 同(池見茂隆君紹介)(第二二二七号)</p> <p>一六五 同(子賀康治君紹介)(第二二五〇号)</p>	<p>一五〇 同(野野武二君紹介)(第二〇四九号)</p> <p>一五一 同(長谷川四郎君紹介)(第二〇五〇号)</p> <p>一五二 同(成田知巳君紹介)(第二〇五一号)</p> <p>一五三 同(松本七郎君紹介)(第二〇五二二号)</p> <p>一五四 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二〇六八号)</p> <p>一五五 同(川島金次君外二名紹介)(第二〇六九号)</p> <p>一五六 同(吉米地英俊君外一名紹介)(第二〇七〇号)</p> <p>一五七 同(玉置信一君外三名紹介)(第二〇七一七号)</p> <p>一五八 同(守島伍郎君紹介)(第二〇七八号)</p> <p>一五九 同外六件(多田勇君紹介)(第二〇七九号)</p> <p>一六〇 同(小高英郎君紹介)(第二〇八〇号)</p> <p>一六一 同(塩田賢四郎君紹介)(第二〇八一七号)</p> <p>一六二 同(田方廣文君紹介)(第二〇八二二号)</p> <p>一六三 同(岡村利右衛門君紹介)(第二二二六号)</p> <p>一六四 同(池見茂隆君紹介)(第二二二七号)</p> <p>一六五 同(子賀康治君紹介)(第二二五〇号)</p>	<p>一五〇 同(野野武二君紹介)(第二〇四九号)</p> <p>一五一 同(長谷川四郎君紹介)(第二〇五〇号)</p> <p>一五二 同(成田知巳君紹介)(第二〇五一号)</p> <p>一五三 同(松本七郎君紹介)(第二〇五二二号)</p> <p>一五四 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二〇六八号)</p> <p>一五五 同(川島金次君外二名紹介)(第二〇六九号)</p> <p>一五六 同(吉米地英俊君外一名紹介)(第二〇七〇号)</p> <p>一五七 同(玉置信一君外三名紹介)(第二〇七一七号)</p> <p>一五八 同(守島伍郎君紹介)(第二〇七八号)</p> <p>一五九 同外六件(多田勇君紹介)(第二〇七九号)</p> <p>一六〇 同(小高英郎君紹介)(第二〇八〇号)</p> <p>一六一 同(塩田賢四郎君紹介)(第二〇八一七号)</p> <p>一六二 同(田方廣文君紹介)(第二〇八二二号)</p> <p>一六三 同(岡村利右衛門君紹介)(第二二二六号)</p> <p>一六四 同(池見茂隆君紹介)(第二二二七号)</p> <p>一六五 同(子賀康治君紹介)(第二二五〇号)</p>	<p>一五〇 同(野野武二君紹介)(第二〇四九号)</p> <p>一五一 同(長谷川四郎君紹介)(第二〇五〇号)</p> <p>一五二 同(成田知巳君紹介)(第二〇五一号)</p> <p>一五三 同(松本七郎君紹介)(第二〇五二二号)</p> <p>一五四 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二〇六八号)</p> <p>一五五 同(川島金次君外二名紹介)(第二〇六九号)</p> <p>一五六 同(吉米地英俊君外一名紹介)(第二〇七〇号)</p> <p>一五七 同(玉置信一君外三名紹介)(第二〇七一七号)</p> <p>一五八 同(守島伍郎君紹介)(第二〇七八号)</p> <p>一五九 同外六件(多田勇君紹介)(第二〇七九号)</p> <p>一六〇 同(小高英郎君紹介)(第二〇八〇号)</p> <p>一六一 同(塩田賢四郎君紹介)(第二〇八一七号)</p> <p>一六二 同(田方廣文君紹介)(第二〇八二二号)</p> <p>一六三 同(岡村利右衛門君紹介)(第二二二六号)</p> <p>一六四 同(池見茂隆君紹介)(第二二二七号)</p> <p>一六五 同(子賀康治君紹介)(第二二五〇号)</p>

- 一六六 同(寺崎覺君紹介)(第二一五二号)
- 一六七 同(平野三郎君紹介)(第二一五二号)
- 一六八 同(坪川信三君紹介)(第二一五三号)
- 一六九 同(中村貞太君紹介)(第二一五四号)
- 一七〇 同(竹山祐太郎君紹介)(第二一五五号)
- 一七一 同(小澤佐重喜君紹介)(第二一五九号)
- 一七二 同(加藤敏彦君紹介)(第二一五六号)
- 一七三 同(江田斗米吉君紹介)(第二一七二七号)
- 一七四 同(武藤嘉一君紹介)(第二一七八号)
- 一七五 同(中村幸八君紹介)(第二一九九号)
- 一七六 同(河原伊三郎君紹介)(第二二二〇号)
- 一七七 同(河野謙三君外四名紹介)(第二三二二二号)
- 一七八 同(今野武雄君外三名紹介)(第二三三三三号)
- 一七九 同(松尾トシ子君外二名紹介)(第二三三三三号)
- 一八〇 同(小平久雄君外一名紹介)(第二三三四号)
- 一八一 同(洲上房太郎君紹介)(第二三三五号)
- 一八二 同(長野長廣君紹介)(第二三三六号)
- 一八三 公務員の新退職給與制度
- 一八四 同(荒木萬壽夫君紹介)(第二三六三三号)
- 一八五 同(砂岡一良君外一名紹介)(第二三六四号)
- 一八六 同(大西順夫君紹介)(第二三九七号)
- 一八七 同(大野伴陸君紹介)(第二三九八号)
- 一八八 同(藤間田清一君紹介)(第二三三二一〇号)
- 一八九 同(山崎吉君紹介)(第二三三二二〇号)
- 一九〇 同(中垣國男君紹介)(第二三三三三〇号)
- 一九一 同(高倉延助君外二名紹介)(第二三三三四〇号)
- 一九二 同(加藤夫君紹介)(第二三三三三〇号)
- 一九三 同(福田昌子君紹介)(第二三三三三〇号)
- 一九四 同(森崎君紹介)(第二三三三三〇号)
- 一九五 同(外二件(田嶋好文君紹介)(第二三三三五五号)
- 一九六 同(神田博君紹介)(第二三三三三〇号)
- 一九七 同(田中啓一君紹介)(第二三三三七七号)
- 一九八 同(甲木保君紹介)(第二三三三八八号)
- 一九九 同(金原繁一君紹介)(第二三三八〇号)
- 二〇〇 未復員者給與法の適用範圍拡大に関する請願(富水格五郎君紹介)(第二三八〇号)
- 二〇一 同(船田孝二君紹介)(第二三八一〇号)
- 二〇二 同(山口好一君外一名紹介)(第二六二四号)
- 二〇三 同(外二件(福田昌子君紹介)(第二八五二一〇号)
- 二〇四 同(青柳一郎君紹介)(第二八九九号)
- 二〇五 同(大石ヨシエ君紹介)(第二一〇〇六号)
- 二〇六 同(多山勇君紹介)(第二一〇〇七号)
- 二〇七 未復員者給與法等の改正に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第二二一九九号)
- 二〇八 未復員者給與法の適用範圍拡大に関する請願(井之口政雄君外一名紹介)(第二二二三三三〇号)
- 二〇九 同(塚ツルヨ君紹介)(第二二二三三〇号)
- 二一〇 未復員者給與法等の改正に関する請願(磯内正二君紹介)(第二二二三三六号)
- 二一一 同(中村清君外一名紹介)(第二二三七七号)
- 二一二 未復員者給與法の適用範圍拡大に関する請願(山崎吉君紹介)(第二二七六号)
- 二二三 未復員者給與法の改正に関する請願(星島三郎君外五名紹介)(第二四五四号)
- 二二四 同(増田連也君外一名紹介)(第二五三七七号)
- 二二五 同(村瀬宣親君紹介)(第二五三八八号)
- 二二六 同(三池信君外一名紹介)(第二五三九号)
- 二二七 未復員者給與法の適用範圍拡大に関する請願(荻田アサノ君紹介)(第二四八三三〇号)
- 二二八 同(山崎岩男君紹介)(第二一七〇四号)
- 二二九 未復員者給與法等の改正に関する請願(小金義昭君紹介)(第二一七三三三〇号)
- 二三〇 未復員者給與法による医療給付期間延長に関する請願(宮西郎君外一名紹介)(第二一七八四号)
- 二三一 未復員者給與法の適用範圍拡大に関する請願(金子與重郎君紹介)(第二二〇四四号)
- 二三二 山陰合同銀行生支店設置に関する請願(稻田直道君紹介)(第二四八二二号)
- 二三三 陶管及び粘土から焼成用工業塩価引下げの請願(三宅則彦君紹介)(第二一〇九号)
- 二三四 同(三宅則彦君紹介)(第二六一三三〇号)
- 二三五 同(江崎貞澄君紹介)(第二七六六号)
- 二三六 一般用工業塩価下げ価格引下げに関する請願(小金義昭君外一名紹介)(第二一八八二二号)
- 二三七 たばこ小売人の利益率引上げに関する請願(森山欽司君紹介)(第二一七三三三〇号)
- 二三八 佐世保市萬津町外三箇町の強制買収土地地物拂下げに関する請願(北村徳太郎君紹介)(第二三五〇号)
- 二三九 ソール用原料塩輸入確保に関する請願(小金義昭君紹介)(第二五三四号)
- 三三〇 同(財産放銃拂下げに関する請願(大泉寛三君紹介)(第二八三〇号)
- 三三一 総務省事務庁舎新築の請願(堀川恭平君紹介)(第二九一八号)
- 三三二 国民金融庫法の一部改正に関する請願(今池勇君外五名紹介)(第二三三五五号)
- 三三三 貸金業等の取締に関する法律の施行に伴う損失補償に関する請願(川野芳満君外三名紹介)(第二一八九五号)
- 三三四 在外公館等借入金返還促進に関する請願(中川俊思君紹介)(第二一九五八号)

二三五 同(若林義孝君紹介)(第一三三六号)
二三六 同(守島伍郎君紹介)(第八二九号)

朗讀を省略した報告
一、去る二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律
教育公務員特例法の一部を改正する法律
職業教育振興法
住民登録法
租理士法

商法の二部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律
住宅金融公庫法の一部を改正する法律
ニツケル製錬事業助成臨時措置法
緊要物資の充拂に関する法律
農林物産規格法の一部を改正する法律

理容師法の一部を改正する法律
児童福祉法の一部を改正する法律
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律
免せい、刑取銷法

一、去る二日本院は第十四回開会の会期を六月三日から六月五日まで三日間

延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。
一、去る二日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は開会の会期を六月五日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る二日本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員益谷秀次君、同根本龍太郎君、同佐藤榮作君、同吉武恵市君、同佐伯宗義君及び同渡辺昭次郎君を指名した旨内閣に通知した。
一、去る二日本院は鉄道建設審議会委員に平山孝君、永野重雄君、杉道助君、湯河元威君、小林中君、太田垣士郎君、島田孝一君及び山崎匡輔君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、去る二日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は全閣選挙管理委員会委員及び同予備委員を左記の通り指名議決した旨の通知書を受領した。

全閣選挙管理委員会委員
（兼野野宮君の補欠） 莊原 達君
（兼野野宮君の補欠） 同予備委員 柏 正明君
（兼原達君の補欠）

よつて開会は右の通り指名議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。
一、去る二日近藤参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院の両院法規

委員において委員長竹下彌次君の辞任による補欠として小杉繁安君を選任した旨の通知書を受領した。
一、去る二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 越智 茂君
地方行政委員 尾関 義一君
厚生委員 今野 武雄君
農林委員 足立 郎郎君
運輸委員 川島 金次君
電気通信委員 井手 光治君
労働委員 菊田アサノ君
予算委員 渡辺昭次郎君

一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
人事委員 足立 郎郎君
地方行政委員 井手 光治君
厚生委員 菊田アサノ君
農林委員 越智 茂君
運輸委員 渡辺昭次郎君
電気通信委員 尾関 義一君
労働委員 今野 武雄君
予算委員 川島 金次君

一、去る二日議員から提出した議案は次の通りである。
ハイアライ脱技法案（土倉宗明君外一名提出）

一、去る二日参議院から次の議案を受領した。
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
法律案両院協議会成案
一、去る二日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

植物防疫法の一部を改正する法律案
戦傷病者等対策審議会設置法案
北上川開発法案
一、去る二日参議院から同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案
一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。
北上川開発法案（参議院提出、参法第二五号）
戦傷病者等対策審議会設置法案（参議院提出、参法第二六号）

以上二件 内閣委員会 付託
ハイアライ脱技法案（土倉宗明君外一名提出、衆法第七〇号）
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二七号）（参議院送付）
以上二件 厚生委員会 付託
植物防疫法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第二七号）
農林委員会 付託

一、去る一日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。
農林委員会 付託
一、去る二日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

一、去る二日本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
ハイアライ脱技法案（土倉宗明君外一名提出）
一、去る二日参議院から開議された本院提出案は次の通りである。
職業教育法案
住民登録法案
一、去る二日参議院送付の次の議案を可決した旨参議院に通知した。

一、去る二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
ハイアライ脱技法案（土倉宗明君外一名提出）
一、去る二日参議院から開議された本院提出案は次の通りである。
職業教育法案
住民登録法案
一、去る二日参議院送付の次の議案を可決した旨参議院に通知した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案
一、去る二日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
職業教育法案
住民登録法案
一、去る二日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

免せい、刑取銷法案
一、去る二日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

一、去る二日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
自転車脱技法を廃止する法律案
一、去る二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、去る二日本院は第十四回開会の会期を六月三日から六月五日まで三日間

日刊新聞紙の発行を目的とする株式
 会社及び有限会社の株式及び持分の
 譲渡の制限等に関する法律案
 税理士法案
 住宅金融公庫法の一部を改正する法
 律案
 農林物資規格法の一部を改正する法
 律案
 理容師法の一部を改正する法律案
 一、去る二日参議院において、次の内
 閣提出案を可決した旨の通知書を受
 領した。
 商法の一部を改正する法律の施行に
 伴う銀行法等の金融関係法律の整理
 に関する法律案
 ニツケル勿論事業助成臨時措置法
 案
 緊要物資の需給に関する法律案
 児童福祉法の一部を改正する法律
 案
 一、去る二日参議院において、次の本
 院提出案を可決した旨の通知書を受
 領した。
 モーターボート競走法案
 一、去る二日提出した緊急質問は次の
 通りである。
 地域給実施に関する緊急質問（松澤
 兼人君提出）